

## 改正会社法(2021年3月1日施行)の概要③

## ～株主提案権・社債管理会社～

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <http://www.uryuitoga.com>東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル36階TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-8297

1. はじめに
2. 株主提案権の濫用的行使の制限
3. 社債管理補助者制度の新設

弁護士 山本 大介

## 1. はじめに

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、改正された内容のうち、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店所在地での支店登記の廃止を除く部分が、今年の3月1日から施行されました(以下、改正後の会社法を「改正法」といい、改正前の会社法を「改正前会社法」といいます)。以下では、新たに施行される改正法の主要な変更点の概要を解説します(「株式会社」を単に「会社」、「株主総会決議」を「総会決議」ということがあります)。

本稿では、改正法のうち、株主提案権の濫用的行使の制限と、社債管理補助者制度について、その概要を解説します。

## 2. 株主提案権の濫用的行使の制限

改正法により、株主提案権の濫用的行使を制限する規定が新設されました。

## (1) 改正に至る経緯

近年、1人の株主により膨大な数の議案が総会に提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたりするなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が散見され、総会における審議時間が浪費され、意思決定機関としての機能が害される、会社による招集通知の印刷等によるコストが増加するなどの弊害が生じていました。

しかし、改正前会社法には株主提案権の濫用的行使を制限する明文規定は存在しませんでした。また、裁判例でも<sup>1</sup>、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用にあたるか判断されるのか明確でなく、実務上、会社が、濫用的行使と判断して株主提案を取り上げない扱いをするのは困難でした<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 東京高判平成27・5・19金判1473号26頁

<sup>2</sup> 法務省民事参事官室「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下、「中間試案補足説明」といいます)15頁。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## (2) 改正の内容

取締役会設置会社において、株主が議案要領通知請求権を行使して、同一の株主総会に提出することができる議案の数を10個以下に制限することが可能となりました<sup>3</sup>。株主が提出しようとする議案の数が10個を超える場合には、株主が議案相互間に優先順位をつけているときはその順位に、株主が優先順位をつけていないときは取締役が定める順位に従い、株主に通知する議案が決定されます(改正法305条5項)。

議案の数え方については、①役員等の選解任に関する議案、②会計監査人を再任しないことに関する議案、③定款変更に関する議案で、異なる議決がされると内容が相互に矛盾する可能性がある議案は、それぞれ1個の議案とみなされます(改正法305条4項、同5項)。複数議案が提出された場合等には、株主の議案要領通知請求権の不当な制限とならないよう、議案の数を適切に判断する必要があります。

## 3. 社債管理補助者制度の新設

会社が社債を発行する場合には、社債管理者を設置し、社債権者のために社債の管理を委託しなければならないのが原則です(改正前会社法702条本文4)。しかし、実務においては、社債管理者の権限が広範であり、その義務、責任及び資格要件が厳格であること、社債管理者に適した者の確保が難しいことなどの理由から、社債管理者を設置しないですむような制度設計を行うケースが多数を占めていました。

改正法により、社債管理者を設置する必要がなく、かつ、担保付社債ではない社債について、社債管理補助者の制度が新設されました。社債管理補助者には、銀行、信託会社等のほか、弁護士及び弁護士法人がなることができます(改正法714条の3、703条、改正施行規則171条の2)。社債管理補助者は、社債権者のために社債の管理の補助を行うこととされているため(改正法714条の2)、社債管理補助者の有する権限は、社債管理者よりも限定されています。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

<sup>3</sup> したがって、株主が議題提案権(改正法303条1項)を行使して同一の株主総会に提案することができる議題の数や、株主総会の場における、株主総会の目的事項に関する議案提案権(改正法304条)を行使して提案することができる議案の数を制限することはできません。

<sup>4</sup> 各社債の金額が1億円以上である場合またはある種類の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低限で除して得た数が50を下回る場合には、社債管理者の設置は不要とされています(同但書、会社法施行規則169条)。